

中労委、昭55不再48、昭56.3.4

命 令 書

再審査申立人 X

再審査被申立人 段谷産業株式会社

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

当委員会の認定した事実及び判断は、初審命令の理由第1の認定した事実及び第2の判断と同一であるので、これを引用する。したがって、本件再審査申立ては理由がない。よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき主文のとおり命令する。

昭和56年3月4日

中央労働委員会
会長 平 田 富太郎